

# 福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

福島県

# 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

## 1. 区域

福島県全域

## 2. 期間

令和2年5月15日(金)から令和2年5月31日(日)まで

## 3. 実施内容

### (1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避（密集、密接、密閉）やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進

ウ 移動に関する感染対策

不要・不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛

これまでにクラスターが発生しているような施設や、「3つの密」のある場への外出自粛

## **(2) 施設に対する協力要請**

- ア 施設の使用制限のうち、学校（大学等を除く）については、5月24日に解除（5月25日から段階的に再開）。
- イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後における感染防止対策の徹底を要請。  
また、緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

## **(3) イベント等の開催自粛の協力要請**

- ア 全国的かつ大規模なイベント等（一定規模以上のもの）の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

# (1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

## (特措法第24条第9項)

- ア 日々の暮らしの感染対策
- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避
  - ・マスクの着用
  - ・手洗いなどの手指衛生
  - ・人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m） など
- イ 職場における感染対策
- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組
  - ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など
- ウ 移動に関する感染対策
- ・不要・不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来を自粛
  - ・これまでにクラスターが発生しているような施設や「3つの密」のある場への外出自粛

### 【不要・不急の移動・往来(例)】

- 不要・不急の帰省や旅行

### 【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場(例)】

- キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

# (2) 施設に対する協力要請(特措法第24条第9項)

ア 施設の使用制限のうち、学校(大学等を除く)については、5月24日に解除(5月25日から段階的に再開)。

イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後における感染防止対策の徹底を要請。

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき部屋、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	感染防止対策の徹底を要請(特措法第24条第9項)  <感染防止対策の例> 「入場者の適切な制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用等の要請」、「『3つの密』を徹底的に避けること」、「室内の換気や人と人との距離を適切にとること」など  ※詳細は別紙「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例」等を参考にしてください。
運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	
博物館等	博物館、美術館、図書館	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

※緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

### (3) イベント等の開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

- ア 全国的かつ大規模なイベント等(一定規模以上のもの)の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

#### 【イベント等の開催可否の判断】

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

#### 【その他のイベント等を開催するための条件】

- ① 適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること
- ② イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること
- ③ 上記の人数に満たないイベント等であっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること